

出雲商業高校魅力化コンソーシアム規約

(名 称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「出雲商業高校魅力化コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(目 的)

第2条 コンソーシアムは、出雲商業高校が目標とする「地域人材の育成」「IT人材の育成」並びに「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校、保護者、斐水会、島根県、出雲市、地域企業・団体、地域が協働体制を構築し、地域の未来を担う人材育成を行うことを目的とする。

(協働事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の協働事業を行う。

- 一 「地域人材」「IT人材」の育成に資すること
- 二 生徒・保護者にとって魅力的な教育プログラムを開発すること
- 三 地域に貢献する教育プログラムを開発すること
- 四 教職員の資質能力の向上に資するプログラムを開発すること
- 五 定住化に繋がる教育プログラムを開発すること

(組 織)

第4条 コンソーシアムは出雲商業高校との協働活動に関わる団体等により組織する。

- 2 コンソーシアムには、協働事業の方針を協議する「役員会」と、具体的な協働活動について企画・運営を行う「ワーキンググループ」を置く。
- 3 コンソーシアムには、「事務局」を置く。

(役員会)

第5条 役員会の役員は13名以内とし、校長が委嘱する。

- 2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員会に次の役職をおく。
 - 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 理事 11名以内
- 4 会長および副会長は、役員互選によりこれを定める。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、コンソーシアム及び役員会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は本会の重要事項を審議する。

(役員会の運営)

第7条 役員会は、会長が原則年2回招集する。ただし、必要に応じて臨時会を招集することができる。

- 2 役員会の議長は会長をもって充てる。
- 3 役員会は、役員の半数以上の出席により成立する。
- 4 役員は自己の利害に係る議事に参与することができない。
- 5 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会の承認)

第8条 会長は、第3条に掲げる協働事業について役員会の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は、会長の専決によるものとする。

- 2 役員会は、各種委員会での活動や決定事項について共有・振り返り・協議することで、出雲商業高校の人材育成に向けたよりよい取組みの推進のための連絡・調整・支援を行う。
- 3 コンソーシアムの予算は、役員会の承認を得るものとする。

(ワーキンググループ)

第9条 ワーキンググループはコンソーシアムの協働活動を企画・運営する。

- 2 ワーキンググループは、委員長をおく。
- 3 ワーキンググループの委員長は出雲商業高等学校教頭とする。
- 4 ワーキンググループの事業計画は役員会において審議・承認する。
- 5 ワーキンググループのメンバーは、役員会で承認する。

(事務局)

第10条 事務局は出雲商業高校内に置き、コンソーシアムに関する連絡調整並びに事務を行う。

- 2 事務局は校内の教職員複数名で構成し、全体事務を統括する事務局長を置く。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、役員会の承認を経て変更することができる。

- 2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の議事を経て会長が定める。

〈附 則〉

令和3年9月30日 施行

令和4年4月 1日 一部改正

令和4年5月12日 一部改正

令和5年6月 7日 一部改正